

## 国立大学法人岡山大学有料広告掲載等取扱要項

〔平成20年9月2日〕  
学 長 裁 定

改正 平成23年5月 1日  
平成27年6月12日  
平成28年8月24日  
平成30年3月30日  
令和 元年6月25日  
令和 元年9月 2日  
令和 2年12月17日

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学(以下「本学」という。)が発行又は発信する情報媒体その他の資産(以下「情報媒体等」という。)に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において「部局等」とは、岡山大学の本部(国立大学法人岡山大学事務組織規程(平成16年岡大規程第1号)第4条に規定する本部をいう。)、各学部、大学院各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館及び各機構をいう。

2 この要項において「公式ホームページ」とは、各部局等が本学の学部・学科等の組織名を冠して、インターネットを利用して情報を発信するためのウェブサイトをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載は、情報媒体等を所管する部局等の長(本部にあつては広報を担当する理事。以下「部局等の長」という。)が適当と認めた企業その他の者に限りできることとする。

2 広告は、情報媒体等に掲載するのに十分な信頼性が確保されなければならない。

3 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、その掲載を許可しない。

一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

三 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの

五 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの

七 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの

八 たばこの広告や喫煙を促すもの

九 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの

十 社会的批判を惹起するおそれがあるもの

十一 その他部局等の長が不適當であると認めるもの

(広告掲載の態様等)

第4条 広告が情報媒体等に占める割合及びその掲載箇所等の態様は、情報媒体等の趣旨を損なわな

い範囲でなければならない。

2 公式ホームページへの広告の掲載については、バナー広告(ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。)とする。

3 情報媒体等に継続して広告を掲載する場合、期間は1か月を単位とし、一度の申し込みによる掲載期間は、最長12か月とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する企業その他の者(以下「広告依頼者」という。)は、広告掲載申込書(別紙様式1)に会社概要等及び掲載しようとする広告の版下原稿や図案等を添えて、部局等の長に書面にて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 広告掲載の申込みを受けた部局等の長は、必要に応じて委員会等に諮問したうえで掲載の可否を速やかに決定し、広告依頼者に広告掲載通知(別紙様式2)又は広告不掲載通知(別紙様式3)により書面にて通知するものとする。

2 部局等の長(広報を担当する理事を除く。)は、広告の掲載を決定したときは、広報を担当する理事に広告掲載決定報告(別紙様式4)及び広告掲載通知(別紙様式2)の写その他必要な書類を添えてその概要を報告するものとする。

3 部局等の長(広報を担当する理事を除く。)は、広告の不掲載を決定したときは、広告不掲載決定報告(別紙様式5)及び広告不掲載通知(別紙様式3)の写その他必要な書類を添えてその概要を報告するものとする。

(広告依頼者の責務)

第7条 広告の内容(バナー広告の場合は、リンク先ホームページの内容を含む。)又はこれに起因する一切の責任は広告依頼者が負うものとし、本学はいかなる責務も負わない。

2 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等の作成等に関する経費を負担する。

3 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きを行わなければならない。

(広告の掲載順位)

第8条 同一の情報媒体等において複数の広告を掲載する場合、原則として、広告掲載の申込みを受理した順に、冊子などにおいては広告掲載枠の右上部から、公式ホームページにおいては左上から順に右下に掲載するものとする。

2 広告掲載枠を超える申込みがあった場合は、原則として、広告掲載の申込みを受理した順に掲載することとする。ただし、部局等の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告の規格及び掲載料)

第9条 広告の規格及び掲載料は、別表を標準とする。別途、消費税を徴収する。

2 部局等の長は、情報媒体等の発行部数、発信形態又は態様からみて、別表に定める規格及び掲載料の標準によりがたいと認める場合その他特別の事情がある場合においては、広報を担当する理事と協議のうえ、規格及び掲載料を変更することができる。

(掲載料の納入等)

第10条 広告依頼者は、掲載料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ一括納入するものとする。ただし、第12条に定める現物寄付の場合はこの限りではない。

2 既納の掲載料は、第13条第1項第1号の事由により広告掲載の決定を取り消した場合及び情報媒体

等の発行中止等本学の都合により広告が掲載できなかった場合を除き、原則として返還しない。

3 掲載料を返還する場合、利子を付さない。

(掲載料の帰属)

第11条 掲載料は、情報媒体等を所管する部局等に帰属させるものとする。

(現物寄付)

第12条 部局等の長が認める場合は、第9条に定める掲載料の全部又は一部の納入に代えて、広告依頼者に広告を掲載した情報媒体等を寄付させることができる。

2 部局等の長は、前項の寄付を受領したときは、広告依頼者に現物寄付受領書(別紙様式6)を交付するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 部局等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

一 広告依頼者から、第6条第1項に定める広告掲載通知において指定した広告掲載の取消し期限までに、広告掲載の取消しの申出があったとき

二 広告掲載の申込み時に広告の版下原稿又は図案等の文案等が提出された場合において、第6条第1項に定める広告掲載通知において指定した提出期限までに広告の版下原稿又は図案等が提出されなかったとき

三 第5条に定める広告掲載申込書及び添付書類等の記述に虚偽がある等信頼関係を損なう事実が判明したとき

四 広告依頼者がこの要項に違反したとき又は違反したことが判明したとき

五 その他部局等の長が広告掲載の決定を取り消すことを必要と認めるとき

2 部局等の長は、現物寄付を受けた情報媒体等について、寄付受領後の状況の変化等によりやむをえないと認めるときは、その使用を中止することができる。この場合、本学は、広告依頼者にその旨を通知し、現物寄付の残部を返還する以上の責は負わない。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年9月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年8月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和 元年6月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和 元年9月 2日から施行し、令和元年10月1日以降の広告から適用する。

附 則

この要項は、令和 3年1月 1日から施行する。

(別 表)

発行部数 1,000 部超の広報誌(多色刷り)

規 格	掲載料(1掲載当り) (税別)
縦5cm×横9cm	25,000 円
縦5cm×横 18 cm	50,000 円
縦 10 cm×横9cm	50,000 円
縦 10 cm×横 18 cm	75,000 円
縦 12.5 cm×横 18 cm (A4版半面)	100,000 円
縦 25 cm×横 18 cm (A4版全面)	200,000 円

規 格	掲載スペース	掲載料 (1バナー当り) (税別)
縦 90 ピクセル×横 220 ピクセル 30 キロバイト以内 GIF形式(アニメ可)又はJPEG形式	公式ホームページのトップページ	20,000 円/月
	” のその他のページ	10,000 円/月

バナー広告

この標準額は、本部が所管する公式ホームページを対象とした額であり、本部以外の部局等が作成する公式ホームページは、広報を担当する理事と協議のうえ、これに準じて部局等の長が掲載料を決定する。

(別紙様式1)

広 告 掲 載 申 込 書

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学

(部局等の長)

殿

(広告依頼者)

名 称

代表者

住 所

このたび、国立大学法人岡山大学有料広告掲載等取扱要項を知悉し、遵守のうえ、同要項第5条により、広告掲載を下記のとおり申し込みます。

広告の版下原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きについては、全て当\_\_\_\_\_の責任において確実に実施し、広告の内容又はこれに起因する一切の責任は当\_\_\_\_\_が負い、貴学にはご迷惑をおかけしないことを約束いたします。

広告の版下原稿、図案等につきましては、別添のとおり提出します。また、当\_\_\_\_\_の会社概要等を添付します。

(注)広告の版下原稿、図案等を添付できない場合は、文案等を提出願います。

記

1. 広告掲載の対象

2. 広告の規格等

	規 格 等
A	縦5cm×横9cm
B	縦5cm×横18cm
C	縦10cm×横9cm
D	縦10cm×横18cm
E	縦12.5cm×横18cm (A4版半面)
F	縦25cm×横18cm (A4版全面)
G	現物寄付
H	バナー広告

(注)AからHのいずれかに○を付けてください。

その他の広告については、別途御相談ください。

(裏面につづく)

2-1. 現物寄付の場合

寄付予定物の態様	
寄付予定物の数量等	(個)

2-2. バナー広告の場合

広告の内容 (デザイン案)	
リンク先アドレス	http://
広告期間	令和 年 月 日から か月間

一月単位で最長12か月となります。

3. ご担当者連絡先

氏名	
所属部課係	
電話番号	
Fax番号	
E-mail	

以上

(別紙様式2)

広 告 掲 載 通 知

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

国立大学法人岡山大学  
(部局等の長) \_\_\_\_\_ (公印省略)

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきました広告掲載につきまして、下記のとおり掲載させていただくこととしましたのでお知らせいたします。[なお、広告の版下原稿、図案等につきましては、令和 年 月 日 時までに提出いただくようお願いいたします。提出期限を超過しますと、本通知を一方的に破棄させていただき、掲載料を納入いただいている場合もお返しできませんので、期限厳守をお願いいたします。]

(注)[ ]書きは、必要な場合のみ使用する。

記

1. 掲載広報誌[HP]名

2. 掲載号数

3. 規格及び掲載料

(注)現物寄付の場合、規格・数量等を記載する。

規格	掲載料		
縦 cm×横 cm	消費税	計	
	円	円	円

4. 広告掲載の取消し期限

広告掲載を取り消される場合は、令和 年 月 日までに書面にてお申し出願います。掲載希望広報誌[HP]の編集の都合上、当該期限を過ぎた場合は、原則として広告掲載の取消しは受けかねますので予めご承知置き願います。

5. 掲載料の納入等

請求書を同封いたしますので、令和 年 月 日までにお振込み願います。なお、振込手数料は差し引かずに請求全額をお振り込みいただくようお願いいたします。[現物寄付の場合は、令和 年 月 日までに寄付いただけるようお願いいたします。]

(別紙様式3)

広 告 不 掲 載 通 知

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

国立大学法人岡山大学  
\_\_\_\_\_(部局等の長)\_\_\_\_\_(公印省略)

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきました広告掲載につきまして、今回は下記理由により掲載することができませんので、その旨お知らせいたします。

貴意に沿うことができず心苦しい限りですが、悪しからずご了承願います。

記

(不掲載とした理由 具体的に)

(別紙様式4)

広 告 掲 載 決 定 報 告

令和 年 月 日

広報を担当する理事 殿

\_\_\_\_\_ (公印省略)

当\_\_\_\_\_の所管する\_\_\_\_\_について\_\_\_\_\_から広告掲  
載の申込みが令和 年 月 日にありました。これを受け、当部局等にて審査した結果、広告掲  
載を許可することとし、令和 年 月 日にその旨広告依頼者に書面をもって通知しましたので、  
通知した書面の写その他関係する書類一式を添えて報告します。

(注1) 広告依頼者への通知書面の写以外に、広告掲載申込書(別紙様式1)、提出を受けた会社概要等、  
版下原稿及び図案等並びに部局等における担当委員会等の議事概要等を添付すること。

(別紙様式5)

広 告 不 掲 載 決 定 報 告

令和 年 月 日

広報を担当する理事 殿

\_\_\_\_\_ (公印省略)

当\_\_\_\_\_の所管する\_\_\_\_\_について\_\_\_\_\_から広告掲  
載の申込みが平成 年 月 日にありました。これを受け、当部局等にて審査した結果、広告掲  
載を許可しないこととし、令和 年 月 日にその旨広告依頼者に書面をもって通知しましたので、  
通知した書面の写その他関係する書類一式を添えて報告します。

